

中華人民共和国の指定検査機関リストへの掲載について

2020年11月27日

経済産業省海外渡航支援チーム

平素より海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、中華人民共和国駐日本国大使館のホームページのお知らせ（※1）において、11月8日以降、日本から中国へ渡航する全ての渡航者は、搭乗2日前以内（検体採取日から起算）に、中国政府の指定する医療機関にて発行された、新型コロナウイルス PCR 検査及び血清 IgM 抗体検査の陰性検査証明書の提示が必要となる旨、発表されました。

日本政府が駐日中国大使館と協議した結果、日本の「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」に登録された医療機関（以下、「登録医療機関」）のうち、中国側が求める要件（下記1～7）を満たす医療機関については、医療機関のご希望に応じて、中国政府が中国指定検査機関リストへの掲載を検討することとなりました。

経済産業省海外渡航支援チームにて取りまとめを行いますので、中国指定検査機関リストへの掲載を希望される登録医療機関につきましては、別途、経済産業省から個別に送付させていただく電子メールのご案内に従って、12月4日（金）までに経済産業省までご連絡をお願いします（※2）。

※1：駐日中国大使館 HP：<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1828630.htm>

※2：既に中国指定医療機関リストに掲載済みの医療機関は、改めてご連絡いただく必要はありません。

※3：駐日中国大使館より、一般渡航者からの予約を受け付けない企業診療所等については、下記の要件を満たさないためリストに掲載は行わないとの連絡を受けております。

【中国側が求める要件】

1. 中国に渡航する全ての渡航者を対象とすること。（渡航目的、国籍を問わないこと）
2. 中国大使館が発行する統一フォーマットを使用すること。（フォーマットは、中国指定検査機関リストへの掲載が決定した医療機関にのみ送付予定）
3. PCR 検査リアルタイム方式（採取方法（鼻咽頭・唾液）は問わない）及び血清 IgM 抗体検査（抗体検査キットの種類は問わない）を提供できること。
4. 検体採取日から起算して2日以内にPCR検査及び抗体検査の検査証明書を発行できること。
5. PCR 検査、抗体検査、検査証明書発行にかかる費用（税込み）を回答すること。（参考用、対外非公表）
6. 中国政府、在外公館、航空会社からの検査証明書の虚偽の調査に協力すること。（日本語可、営業時間内の対応でよい）
7. 平日平均1日当たりの検査能力が30人以上であること。（東京都又は大阪府所在の医療機関のみ）